

葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金交付要綱運用基準

本運用基準は、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けるための手続き上の注意点等を具体的に説明するものです。補助金の交付を受けようとする場合は、本運用基準をご確認いただくとともに、以下の点について十分ご認識された上で行っていただきますようお願いいたします。

《留意事項》

1. 補助金の交付を受けるに当たっては、葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金交付要綱（令和4年9月7日付け4葛都住第346号。以下「要綱」という。）を遵守していただきます。
2. 葛飾区に提出する書類の内容は、正確に記載してください。不正確な記載に基づき補助金を受けた場合、補助金を返還いただくことがあります。
3. 補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）の管理は、要綱第20条に基づき適切に行っていただきます。
4. 管理状況等を確認するため、現地調査等を実施する場合があります。

目 次

1 事業の枠組み	1
1.1 補助の対象となる事業	1
1.2 補助対象者	2
1.3 補助対象事業	2
1.4 事業の要件及び補助金額	2
1.5 補助対象の重複について	7
1.6 補助の内容	7
2 申請等の方法（葛飾区補助を単独で活用する場合）	12
2.1 全体の流れ	12
2.2 事前相談	13
2.3 全体設計承認	13
2.4 交付申請	14
2.5 交付決定	18
2.6 整備	18
2.7 実績報告	18
2.8 現地調査	19
2.9 補助金の額の確定	19
2.10 補助金請求	20
2.11 補助金の入金	20
2.12 その他留意事項	20
3 申請等の方法（国補助と葛飾区補助を協調して活用する場合）	22

1 事業の枠組み

本事業は、要綱に基づき実施される葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業を対象として助成を行うものです。

1.1 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、以下に示す「自立型事業」と「誘導型事業」の2つの事業が対象です。

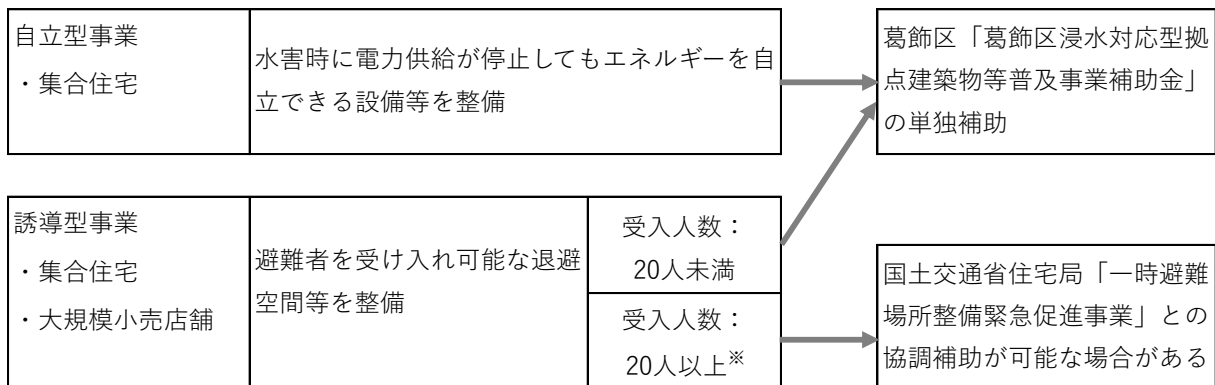
(1) 自立型事業

自立型事業とは、水害時に水が引くまでの間（3日以上）、居住者が最低限の避難生活の水準を確保するための設備や退避空間等の整備を行うための事業です。補助対象となる施設は、集合住宅です。

(2) 誘導型事業

誘導型事業とは、水害時に水が引くまでの間（3日以上）、避難者が最低限の避難生活の水準を確保するための設備や退避空間等の整備を行うための事業です。補助対象となる施設は、集合住宅又は大規模小売店舗です。

受入人数が100人以上（既存の建築物を活用する場合は20人以上）の退避空間を整備する場合、一定の要件を満たせば、国土交通省住宅局「一時避難場所整備緊急促進事業」と葛飾区との協調補助が可能な場合があります。一時避難場所整備緊急促進事業の検討に際しては、「一時避難場所整備緊急促進事業ガイドブック」をご確認ください。



※既存の建築物を活用する場合は20人以上

1.2 補助対象者

補助対象者は、以下に示すとおりです。ただし、国及び地方公共団体を除きます。

集合住宅を整備する方	葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例（令和4年葛飾区条例第4号）第2条第2項第1号の規定に基づく集合住宅に関する新設・改修工事の請負契約の注文者又は、請負契約によらないで自らその工事をする者
大規模小売店舗を整備する方	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項の規定に基づく大規模小売店舗に関する新設・改修工事の請負契約の注文者又は、請負契約によらないで自らその工事をする者又は、運営事業者

1.3 補助対象事業

補助対象事業は、要綱第4条に規定する以下のいずれかを整備する事業です。

- ・ 太陽光発電及び蓄電池を併用したシステム
- ・ 停電対応型コージェネレーションシステム
- ・ 停電対応型ガスヒートポンプ式空調機
- ・ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の急速充電器
- ・ 電気室
- ・ 防水扉又は当該扉に類するもの
- ・ 止水板
- ・ 防災備蓄倉庫
- ・ 退避空間
- ・ 退避空間への避難経路となる階段又は当該階段に係る二重手すり
- ・ 退避空間への避難経路に対し照度を確保するための非常用照明設備
- ・ 退避空間における高効率照又は高断熱窓
- ・ その他区長が認めるもの

1.4 事業の要件及び補助金額

葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業の実施に当たっては、各事業においてそれぞれの要件及び基準に適合する集合住宅又は大規模小売店舗である必要があります。

なお、要綱第17条に基づく定期報告や、「水害を想定した防災訓練」、「葛飾区と避難者の受入協定」など、補助金交付後も継続して報告等を求める要件、基準があります。そのため、重要事項説明書や物件の売買契約書等に内容を明記し、後の所有者及び管理者若しくは賃借人に要件、基準の内容を継承してくだ

さい。要件、基準に不適合となった場合、補助金を返還いただくことがあります。

また、協定の内容については、葛飾区地域振興部危機管理課と協議を行ってください。

(1) 自立型事業（集合住宅） ※通常在館者は居住者と読み替える。

①通常在館者用退避空間

水防法（昭和24年法律第193号）第14条に規定する洪水浸水想定区域の想定最大規模の浸水深（以下、「浸水深」という。）以上の階に通常在館者が水害時に避難及び避難生活ができる退避空間を設置していること。既存の建物については、退避空間として階段や廊下等の余剰空間やゲストルーム、専有部分である住戸等への退避が担保できれば、これらの空間活用も認める。

②通常在館者用防災備蓄倉庫

浸水深以上の階に通常在館者用の防災備蓄倉庫を設置し、食料や生活用品、資機材などの備蓄品を3日以上完備していること。既存の建物については、廊下等の余剰空間を活用しての防災備蓄倉庫の設置も認める。

③エレベーター

当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターが設置されるものであること。

④水害を想定した防災訓練

水害を想定した防災訓練を年に1回以上実施し、その結果を区長に報告するものであること。

基準	補助金額
<p>下記に示す設備により、水害時の電力供給停止時に、通常在館者のための自立的な電力等のエネルギーを確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電及び蓄電池を併用したシステム ・停電対応型コージェネレーションシステム ・停電対応型ガスヒートポンプ式空調機 ・電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の急速充電器 	<p>補助金額は、次に掲げる額の低い方の1/2以内の額とする。</p> <p>①基準額又は補助対象者の見積で算出した費用</p>
<p>下記に示す通常在館者のための浸水対策を、1以上施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気室を浸水深以上の階に設置又は移設する ・電気室への防水扉又は電気室開口部における浸水対策を施す ・建築物の出入口等への止水板による浸水対策を施す ・浸水深以上の階に通常在館者用の防災備蓄倉庫を設置する ・浸水深以上の階に通常在館者用の退避空間を整備する ・退避空間への避難経路となる階段や二重手すりを整備する ・退避空間への避難経路に対し照度を確保するための非常用照明設備を整備する ・退避空間において高効率照明、高断熱窓を整備する 	<p>②補助対象事業に係る費用</p>

(2) 誘導型事業（集合住宅、葛飾区単独補助）

①自立型事業の要件

「(1)自立型事業（集合住宅）」の要件を満たしていること。

②避難者用退避空間

浸水深以上の階に避難者が水害時に避難及び避難生活ができる退避空間を設置していること。

③避難者用防災備蓄倉庫

浸水深以上の階に避難者用の防災備蓄倉庫を設置し、食料や生活用品、資機材などの備蓄品を3日分以上完備していること。

④協定の締結

葛飾区と避難者の受入協定を締結しており、以下の事項が確認できること。

ア 避難者の受入期間が発災後から3日間以上であること

イ 受け入れる避難者の人数

基準	補助金額
<p>下記に示す設備により、水害時の電力供給停止時に、避難者のための自立的な電力等のエネルギーを確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電及び蓄電池を併用したシステム ・停電対応型コージェネレーションシステム ・停電対応型ガスヒートポンプ式空調機 ・電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の急速充電器 	<p>補助金額は、次に掲げる額の低い方の額とする。</p> <p>①基準額又は補助対象者の見積りで算出した費用のうち、付加的に必要な費用</p>
<p>下記に示す避難者のための浸水対策を、1以上施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気室を浸水深以上の階に設置又は移設する ・電気室への防水扉又は電気室開口部における浸水対策を施す ・建築物の出入口等への止水板による浸水対策を施す ・浸水深以上の階に避難者用の防災備蓄倉庫を設置する ・浸水深以上の階に避難者用の退避空間を整備する ・退避空間への避難経路となる階段や二重手すりを整備する ・退避空間への避難経路に対し照度を確保するための非常用照明設備を整備する ・退避空間において高効率照明、高断熱窓を整備する 	<p>②補助対象事業に係る費用のうち、付加的に必要な費用</p>

(3) 誘導型事業（集合住宅、国・葛飾区協調補助）

①誘導型事業の要件

「(2)誘導型事業（集合住宅、葛飾区単独補助）」の要件を満たしていること。

②国事業の要件

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（令和3年3月31日国住街第222号、国住市第155号国土交通省住宅局長通知）第5条第2項に適合すること。

基準	補助金額
<p>下記に示す設備により、水害時の電力供給停止時に、避難者のための自立的な電力等のエネルギーを確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電及び蓄電池を併用したシステム ・停電対応型コージェネレーションシステム ・停電対応型ガスヒートポンプ式空調機 ・電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の急速充電器 	<p>補助金額は、次に掲げる額の低い方の額とする。</p> <p>① 基準額又は補助対象者の見積で算出した費用のうち、付加的に必要な費用</p> <p>② 補助対象事業に係る費用のうち、付加的に必要な費用</p>
<p>下記に示す避難者のための浸水対策を、1以上施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気室を浸水深以上の階に設置又は移設する ・電気室への防水扉又は電気室開口部における浸水対策を施す ・建築物の出入口等への止水板による浸水対策を施す ・浸水深以上の階に避難者用の防災備蓄倉庫を設置する ・浸水深以上の階に避難者用の退避空間を整備する ・退避空間への避難経路となる階段や二重手すりを整備する ・退避空間への避難経路に対し照度を確保するための非常用照明設備を整備する 	

(4) 誘導型事業（大規模小売店舗、葛飾区単独補助）

①水害を想定した防災訓練

水害を想定した防災訓練を年に1回以上実施し、その結果を区長に報告するものであること。

②避難者用退避空間

浸水深以上の階に避難者が水害時に避難及び避難生活ができる退避空間を設置していること。

③避難者用防災備蓄倉庫

浸水深以上の階に避難者用の防災備蓄倉庫を設置し、食料や生活用品、資機材などの備蓄品を3日分以上完備していること。

④協定の締結

葛飾区と避難者の受入協定を締結しており、以下の事項が確認できること。

ア 避難者の受入期間が発災後から3日間以上であること

イ 受け入れる避難者の人数

基準	補助金額
<p>下記に示す設備により、水害時の電力供給停止時に、避難者のための自立的な電力等のエネルギーを確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電及び蓄電池を併用したシステム ・停電対応型コージェネレーションシステム ・停電対応型ガスヒートポンプ式空調機 ・電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の急速充電器 	<p>補助金額は、次に掲げる額の低い方の額とする。</p> <p>① 基準額又は補助対象者の見積で算出した</p>

<p>下記に示す避難者のための浸水対策を、1以上施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気室を浸水深以上の階に設置又は移設する ・電気室への防水扉又は電気室開口部における浸水対策を施す ・建築物の出入口等への止水板による浸水対策を施す ・浸水深以上の階に避難者用の防災備蓄倉庫を設置する ・浸水深以上の階に避難者用の退避空間を整備する ・退避空間への避難経路となる階段や二重手すりを整備する ・退避空間への避難経路に対し照度を確保するための非常用照明設備を整備する ・退避空間において高効率照明、高断熱窓を整備する 	<p>費用のうち、付加的に必要な費用</p> <p>②補助対象事業に係る費用のうち、付加的に必要な費用</p>
---	---

(5) 誘導型事業（大規模小売店舗、国・葛飾区協調補助）

①誘導型事業の要件

「(4)誘導型事業（大規模小売店舗、葛飾区単独補助）」の要件を満たしていること。

②国事業の要件

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱第5条第2項に適合すること。

基準	補助金額
<p>下記に示す設備により、水害時の電力供給停止時に、避難者のための自立的な電力等のエネルギーを確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電及び蓄電池を併用したシステム ・停電対応型コージェネレーションシステム ・停電対応型ガスヒートポンプ式空調機 ・電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の急速充電器 	<p>補助金額は、次に掲げる額の低い方の額とする。</p> <p>①基準額又は補助対象者の見積で算出した費用のうち、付加的に必要な費用</p>
<p>下記に示す避難者のための浸水対策を、1以上施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気室を浸水深以上の階に設置又は移設する ・電気室への防水扉又は電気室開口部における浸水対策を施す ・建築物の出入口等への止水板による浸水対策を施す ・浸水深以上の階に避難者用の防災備蓄倉庫を設置する ・浸水深以上の階に避難者用の退避空間を整備する ・退避空間への避難経路となる階段や二重手すりを整備する ・退避空間への避難経路に対し照度を確保するための非常用照明設備を整備する 	<p>②補助対象事業に係る費用のうち、付加的に必要な費用</p>

1.5 補助対象の重複について

本事業の補助対象とする部分と他の補助事業や助成制度の補助対象とする部分を重複させることはできませんので、両方の事業において補助対象となり得る部分について、本事業の補助対象とする場合には、他の補助事業や助成制度の補助対象から除外してください。

1.6 補助の内容

補助対象となる経費、補助率及びその額の算定方法は、要綱に規定されています。

本事業では、通常在館者分（以下「自家用分」という。）の施設・設備の整備費用及び避難者を外部から受け入れるために付加的に必要な施設・設備の整備費用（掛かり増し費用。以下「受入分」という。）を対象として補助金を交付するものです。受入分については、付加的な整備部分が明確な場合に補助の対象とすることができます。

なお、自家用分と受入分を一体的に整備するような場合や、共用するような場合においては、原則人数按分によって補助対象額を計算することになります。

(1) 人数按分の考え方

1) 通常在館者数

集合住宅

居住者数を合計した数（実数による。）

大規模小売店舗

来店者数（実数による。ただし、これにより難しい場合は、大規模小売店舗立地法の原単位によることができる。）及び従業員数（実数による）を合計した数

注)「通常在館者」とは、平常時において、施設・建築物を利用するために当該施設・建築物に存する者（居住者・来店者等）とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者（従業員等）をいいます。

注)「実数による」とは、建築計画時等における想定を含むこととし、平常時における単位時間あたりの最大在館者数をいうものとします。

(参考) 大規模小売店舗立地法での交通量と駐車場規模の算定方法

ピーク来店者数 = 店舗面積当たり日来店客数原単位 (A)

× 当該店舗面積 (S) × ピーク率 (B)

■ A：店舗面積当たり日来店客数原単位（人／千㎡）

	商業地区		その他地区	
人口 40 万 人以上	1,500－20 S	(S < 20)	1,400－40 S	(S < 10)
	1,100	(S ≥ 20)	1,100	(S ≥ 10)
人口 40 万 人以下	1,100－30 S	(S < 5)		
	950	(S ≥ 5)		

■ S：当該店舗面積（千㎡）

■ B：ピーク率（％）＝ピーク 1 時間の来客数／日来客数

2) 受入人数

葛飾区と締結する協定において取り決める避難者の受入予定数

(2) 補助対象経費の特定

葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業の補助対象とすることへの可否について、共通的・基本的な考え方を以下に示します。整備が法令上義務付けられている設備等及び建築工事に該当しない備品購入費等は補助対象とはなりませんので留意してください。

	補助対象経費の概要	補助対象
A	災害時に備えた施設・設備のうち、自家用分の工事費	補助対象 (自立基準)
B	災害時に備えた施設・設備のうち、受入分の工事費	補助対象 (誘導基準)
C	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)や消防法(昭和 23 年法律第 186 号)等の法令で整備が義務付けられている施設・設備の工事費	補助対象外
D	施設・設備の工事費以外のもの(建築工事に含まれない備品の購入費等)	補助対象外

(3) 個別施設・設備の整備に要する費用に係る考え方

1) エネルギー設備

太陽光発電及び蓄電池を併用したシステム、停電対応型コージェネレーションシステム、停電対応型ガスヒートポンプ式空調機、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の急速充電器を対象とします。いずれの設備も浸水深以上の階への整備を基本とします。

そのほか、以下に係る費用についても算出根拠を明示できる場合には補助の対象とします。

- 補助対象となる発電設備を整備する場合に、当該発電設備から避難者等の受入スペース（トイレ等の必要なユーティリティスペースを含む。）への主配線や分電盤等の設備機器への動力配線の工事費【A, B】
- 補助対象となる発電設備を整備する場合に、災害時に発電した際に幹線への電気の逆流を防止するための制御盤の設置費【A, B】

なお、各設備については、以下の要件を満たす場合に限り、補助の対象とします。また、要件を確認するため、交付申請書類に対象設備の形状・規格等がわかるカタログの写し等を添付してください。

設備	要件
太陽光発電	建築物の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置で10kW以上の発電能力を有し、財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの
蓄電池	定格出力が発電設備の同等以下で、無停電電源装置を備え、期待寿命が15年以上かつ10年間保証が付いたもの
停電対応型コージェネレーションシステム	災害時の電力供給停止にも対応可能な機能を備えたもの
停電対応型ガスヒートポンプ式空調機	災害時の電力供給停止にも対応可能な機能を備えたもの
急速充電器	電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもの

2) 浸水対策に係る整備

□電気室の設置又は移設

- 浸水対策として電気施設を浸水深以上の階に設置・移設するための工事費【A, B】
- 浸水対策として浸水から電気室を守るための防水扉の設置費【A, B】
- 受入分に係る設備機器容量が自家用分に係る設備機器容量に比べて著しく大きいため、設備機器の設置室が相当程度大きくなる場合の付加的な工事費【B】

□止水板の設置

- 浸水対策として建築物の出入口等へ設置する止水板の設置費【A, B】

なお、各設備については、以下の要件を満たす場合に限り、補助の対象とします。また、要件を確認するため、交付申請書類に対象設備の形状・規格等がわかるカタログの写し等を添付してください。

設備	要件
防水扉	JISA4716（浸水防止用設備建具型構成部材）のドア型であって、等級 Ws-3 以上に相当する浸水防止性能が確認されているもの
止水板	建築物の出入り口等に設置し、浸水に耐える材質及び構造（JISA4716（浸水防止用設備建具型構成部材）の等級 Ws-1 以上に相当する浸水防止性能が確認されていること）であって、取り外し又は収納が可能なもの

3) 防災備蓄倉庫

自家用分の備蓄品（1人当たり3日以上分の食料や生活用品、資機材等）を保管するための倉庫面積が確保されることが求められます。誘導型事業の場合には、受入分の倉庫面積も確保する必要があります。

いずれの場合も浸水深以上の階に防災備蓄倉庫を設置するために必要な工事費が補助の対象となります。

□ラック・棚等

- 据え付け型のラック・棚等の設置費【A, B】
- × 固定されていないラック等【D】

□備蓄品

- × 備蓄品の購入費【D】

4) 退避空間

退避空間とは、実際に避難者が滞在する“受入空間”と、パーテーション等の“区画”する設備、受入空間に至る廊下等の“経路”で構成されます。その際、受入空間は、協定で定める受入人数を受け入れ可能であることが必要です（約 3.3 m²/2人を目安とします。ただし、実際の算出にあたっては、施設の状況や特性、通路等として使用する部分等について考慮します。）。なお、受入専用の空間の整備を求めるものではありません。

浸水深以上の階に設ける集会室や会議室、ホール等を退避空間とすることも可能ですが、その場合には、通常在館者及び避難者を受け入れるために必要な空間の算出根拠の明示が必要です。

□受入空間

- 通常在館者（浸水深以下の階の居住者等）及び避難者を受け入れるために整備する受入空間の工事費【A, B】
- 条例で定める集会室において、避難者を受け入れるため付加的に面積を広くした場合の工事費【B】

□区画

- 条例で定める集会室の一面を通常在館者又は避難者の退避空間とするために必要な区画化に要する工事費【A, B】
- 平常時はセキュリティが確保されている執務フロアの会議室等を開放するため、追加的に必要な区画化に要する工事費【A, B】
- × ロビー階等において一般的に設けられるセキュリティ設備の設置等区画化に要する工事費【C】

□経路

- ・ 階段、二重手すり
 - 通常在館者及び避難者が滞在させようとする部分に至るまでの経路に必要な階段や二重手すりの工事費【A, B】
 - × 建築基準法や高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）等の法令で整備が義務付けられている施設・設備の工事費【C】
- ・ 非常用照明設備
 - 通常在館者及び避難者の退避空間への移動に伴って追加で必要となる非常用照明設備の設置費【A, B】
 - 避難者を受け入れるため付加的に退避空間を広くした部分に対して、追加で必要となる非常用照明設備の設置費【B】
 - × 建築基準法等の法令上必要な非常用照明設備の工事費【C】

□高効率照明、高断熱窓

- 退避空間における高効率照明、高断熱窓の設置費【A, B】
- × 他の補助事業や助成制度の補助対象としている高効率照明、高断熱窓の整備費【C】

注) 高効率照明、高断熱窓は、国土交通省住宅局「一時避難場所整備緊急促進事業」では補助対象外となります。

なお、各設備については、以下の要件を満たす場合に限り、補助の対象とします。また、要件を確認するため、交付申請書類に対象設備の形状・規格等がわかるカタログの写し等を添付してください。

設備	要件
高効率照明	光源に発光ダイオード（LED）を使用したもの
高断熱窓	窓及びガラスの中央部の熱貫流率が2.33以下のもの

2 申請等の方法（葛飾区補助を単独で活用する場合）

ここでは、葛飾区補助を単独で活用する場合の申請方法について説明します。

国補助と葛飾区補助を協調して活用する場合は、「3 申請等の方法（国補助と葛飾区補助を協調して活用する場合）」をご確認ください。

2.1 全体の流れ

- 色付き矢印は申請者が対応する項目、色なし矢印は葛飾区が実施する項目です。
- 葛飾区の実施項目については、標準処理期間にご注意ください。特に交付申請前の確認や交付決定のための書類審査等に時間がかかります。スケジュールに余裕をもって申請してください。
- 申請前に要綱をよく確認してください。



2.2 事前相談

- ・補助金の交付申請に当たっては、必ず事前相談を行ってください。
- ・申請前の確認、調整には時間がかかりますので、スケジュールに余裕をもって申請してください。

2.3 全体設計承認

(1) 基本事項

- ・補助対象事業に係る建設工事の施工が複数年度に渡り、補助金の交付を複数年にわたって受けることを予定している場合は、交付申請の前に全体設計承認を受ける必要があります。
- ・全体設計承認は、翌年度以降の補助金の交付やその額を確定するための手続きではなく、年度を跨ぐ設計や工事について、交付決定前の着手とならないようにするための手続きです。補助金の交付やその額は、あくまで各年度の予算の範囲内で決定されることになり、全体設計承認によって後年度の補助金交付を必ず保証するものではありませんので、ご注意ください。

(2) 申請書類

- ・申請書類一式は以下のとおりです。提出の際は、以下の順番に揃えてください。

	書類名	提出形態	提出区分
1	全体設計承認申請書（第1号様式、様式1-1）	原本	必須
2	委任状（別紙1）	原本	該当者のみ
3	添付資料ア 案内図	原本	必須
4	添付資料イ 工事内容説明資料（工程表、図面等）	写し	必須
5	添付資料ウ 補助対象事業内容説明資料（補助対象事業の内訳、配置図、見積書、導入設備等のカタログの写し等）	写し	必須
6	添付資料エ その他必要な資料	写し	該当者のみ

(3) 申請書類の記載方法

1) 全体設計承認申請書（第1号様式）

- ・建築物名称、所在地、全体設計の承認を必要とする理由を記入してください。
- ・名称や所在地は申請時点での情報を記入してください。

2) 全体設計表（様式 1 - 1）

- ・全体設計の内容を記入してください。
- ・全体補助対象事業費や全体補助金額は、様式 4 - 1、様式 4 - 2 を参考に作成してください。

3) 委任状（別紙 1）

- ・要綱第 3 条に規定する補助対象者以外の方が申請を行う場合には、補助対象者との関係性を示すため、委任状を提出してください。

4) 添付資料

- ・全体設計承認を受けるために必要な資料を添付してください。

2.4 交付申請

(1) 基本事項

- ・補助対象事業の着手は交付決定通知書の交付日以後に行う必要があります。
- ・交付決定前の整備は補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・全体設計承認を受けた補助対象事業は、当該事業の出来高に応じて会計年度ごとに交付申請を行ってください。

(2) 交付申請書類

- ・申請書類一式は以下のとおりです。提出の際は、以下の順番に揃えてください。

	書類名	提出形態	提出区分
1	交付申請書（第 4 号様式、様式 4 - 1、様式 4 - 2）	原本	必須
2	全体設計表（様式 1 - 1）	写し	該当者のみ
3	委任状（別紙 1）	原本	該当者のみ
4	添付資料ア 案内図	原本	必須
5	添付資料イ 工事内容説明資料（工程表、図面等）	写し	必須
6	添付資料ウ 補助対象事業内容説明資料（補助対象事業の内訳、配置図、見積書、導入設備等のカタログの写し等）	写し	必須
7	添付資料エ 避難者の受入協定 ※	写し	該当者のみ
8	添付資料オ 通常在館者用（避難者用）備蓄品完備の証明書類（別紙 3 - 1、3 - 2）	原本	該当者のみ
9	添付資料カ その他必要な資料	写し	該当者のみ

※協定締結前の場合は、別紙 2 と協定案で代えることができます

(3) 申請書類の記載方法

1) 交付申請書（第4号様式）

- ・建築物名称、所在地、交付申請額を記入してください。
- ・名称や所在地は申請時点での情報を記入してください。

2) 補助事業建築物別表（様式4-1）

- ・補助事業の内容を記入してください。
- ・申請時点での概算の補助対象事業費や補助金額を記入してください。
- ・補助対象事業費や補助金額、摘要欄の記入に当たっては、様式4-2により算出し、記入してください

3) 要望額根拠（様式4-2）

- ・自立型事業を行う場合は要望額根拠自立基準用を、誘導型事業を行う場合は自立基準用及び誘導基準用に必要項目を記入し、提出してください。
- ・交付申請時には、補助対象事業の基準額によって補助金額を算出します。基準額がない施設・設備については、見積書によって補助対象事業費を算出してください。
- ・様式4-2のExcelファイルにおける黄色セル部分のみを入力すれば、該当事業の基準額から補助対象事業費及び補助金額が自動計算されますが、見積りの場合や避難者を受け入れるため付加的に必要な整備費を分けることが可能な場合等には、一部を手動で入力する必要があります。

4) 添付資料

- ・その他申請に必要な資料を添付してください。
- ・添付資料ウ 補助対象事業内容説明資料
 - i 補助対象として申請する施設・設備が分かるための資料（補助対象事業の内訳、配置図等）を提出してください。
 - ii 補助対象として申請する設備については、「1.6(3)個別施設・設備の整備に要する費用に係る考え方」に記載されている要件を満たす必要があります。要件を確認するため、対象設備の形状・規格等が分かる資料（カタログの写し等）を提出してください。
 - iii 基準単価が設定されていない補助対象事業については、見積書の写しを提出してください。
 - iv 補助対象となる施設・設備の基準額は以下のとおりです。

補助対象設備・施設 基準額

	対象条文	施設・設備	基準額
1	4(1)	太陽光発電	273 千円/kW

2	4(1)	蓄電池	242 千円/kW
3	4(2)	停電対応型コージェネレーションシステム	587 千円/kW
4	4(3)	停電対応型ガスヒートポンプ式空調機	420 千円/馬力
5	4(4)	急速充電器	4,290 千円/台
6	4(5)	電気室の設置又は移設	見積り
7	4(6)	電気室への浸水対策（防水扉）	見積り
8	4(7)	建築物の出入り口等への止水板	見積り
9	4(8)	防災備蓄倉庫	60 千円/㎡
10	4(8)	防災備蓄倉庫のラック・棚等	13 千円/台
11	4(9)	退避空間	60 千円/㎡
12	4(9)	退避施設の区画化の費用	見積り
13	4(10)	階段	60 千円/㎡
14	4(10)	二重手摺り	16 千円/m
15	4(11)	非常用照明設備	33 千円/台
16	4(12)	高効率照明	13 千円/灯
17	4(12)	高断熱窓	37 千円/㎡

・添付資料エ 避難者の受入協定

- i 誘導型事業を行う場合に必要な資料です。葛飾区と締結した避難者の受け入れに係る協定の写しを提出してください。
- ii 締結が済んでいない場合には、別紙2「受入協定について」に協定の案及び葛飾区と協議している記録を添付し、提出してください。
- iii 受入協定について、以下の事項が分かる部分にラインマーカーを引くなど、確認できるようにしてください。
 - ア 避難者の受入期間が発災後から3日間以上であること
 - イ 受け入れる避難者の人数

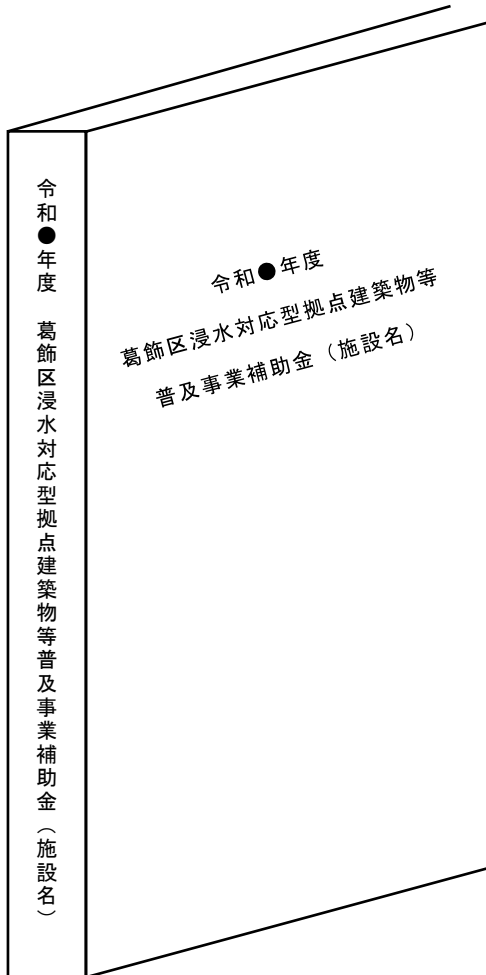
・添付資料オ 備蓄品完備の証明書類（別紙3-1、3-2）

- i 通常在館用備蓄品の完備が補助要件の一つです（交付申請時には納入予定でも可）。
- ii 数量及び品目を表にご記載ください。別に通常在館者用備蓄品が完備されていることを証明できる書類がある場合には、別紙に添付することで、別紙への記載を省略することが可能です（「別添参照」等と記入してください）。
- iii 既に完備されている場合には、「5 契約予定日」「6 納入予定日」については、「契約済み」「納入済み」と記入してください。

(4) 申請書類のファイル作成方法

- ・全体設計承認を提出する場合には、その申請書類も添付してください。

○ ファイリングの参考例



○ ファイリングの参考例

指定ファイル：A4版・2穴タイプ

※背表紙があるファイルを使用してください。

※その他、以下の事項をご確認ください。

- ・申請書類はA4版のファイル(2穴タイプ(紙フラットファイル))で綴じ、表紙及び背表紙に以下の項目を記入したラベル(テプラ等)を貼付してください。

「令和●年度 葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金(施設名)」

※「施設名」には申請施設名を記入してください。

表紙：横書き

背表紙：縦書き

- ・ファイルは、ファイリングする書類に応じた厚さにしてください。

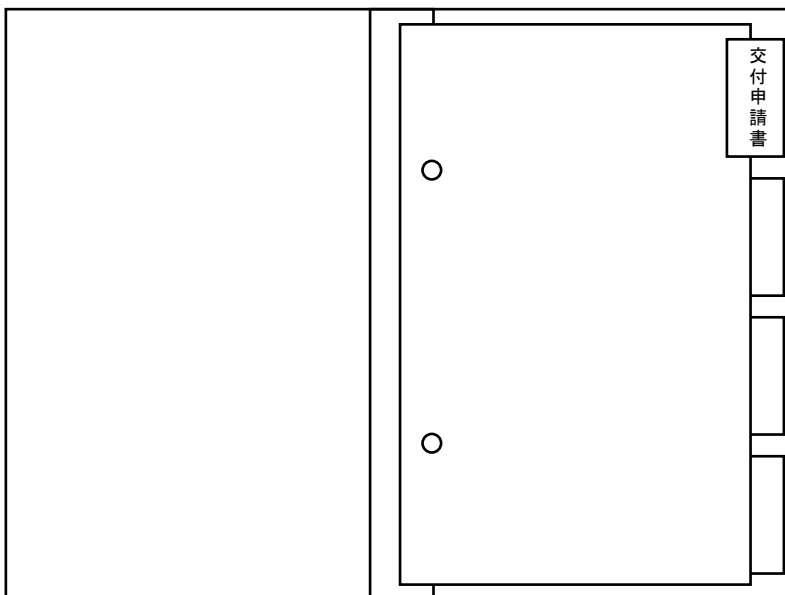
- ・押印書類を含め、全ての書類に穴を開け、直接ファイリングしてください。

※クリアフォルダ等には入れないでください。

※記入部分に穴がかからないよう、書類の左側には充分余白を設けてください。

- ・袋綴じしないでください。

- ・書類はホチキス止めしないでください。



○ ファイリングの方法

- ・各書類にインデックスをつけてください。

- ・インデックスは、交付申請書類の書類名を記載してください。

- ・中仕切りは不要です。

2.5 交付決定

- ・ 交付申請書及び関係書類の内容を審査し、申請内容が適当と認められる場合、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（第5号様式）を発行します。
- ・ 交付申請の受領から交付決定までの標準処理期間は約20日程度です。
- ・ 交付申請の受領とは、不備がない申請書類一式の受領を指します。

2.6 整備

- ・ 交付決定を受けてから施設・設備を整備してください。
【注意！】 交付決定前に整備された施設・設備の費用は補助対象外です。

2.7 実績報告

(1) 基本事項

- ・ 「整備後20日以内」に実績報告書を提出してください。

(2) 実績報告書類

- ・ 実績報告書類一式は以下のとおりです。提出の際は、以下の順番に揃えてください。

	書類名	提出形態	提出区分
1	実績報告書（第10号様式）	原本	必須
2	添付資料ア 案内図	原本	必須
3	添付資料イ 交付決定通知書の写し	写し	必須
4	添付資料ウ 補助対象事業実績額説明資料（補助対象事業の内訳、支払いを証明するものの写し等）	写し	必須
5	添付資料エ 整備した施設・設備の資料（設置場所を示す平面図及び写真、品質を証明できるものの写し等）	写し	必須
6	添付資料オ その他必要な資料	写し	該当者のみ

(3) 実績報告書の記載方法

1) 実績報告書（第10号様式）

- ・ 建築物名称、所在地、補助金の交付決定額及びその精算額を記入してください。

2) 添付資料

- ・その他報告に必要な資料を添付してください。
- ・添付資料ウ 補助対象事業実績額説明資料
 - i 補助対象事業の実績額が分かるための資料を提出してください。
 - ii 補助対象事業の内訳を示す資料として要望額根拠（様式4-2）を準用することも可能です。
 - iii 補助対象事業の施設・設備の支払いを証明する資料として、「支払日」、「支払者」、「領収者」、「支払金額」が分かる書類（契約書や納品書、領収書等）を提出してください。
 - iv 支払者が作成した書類（受領者の受領印がある場合等は除く）では証明書類にはなりませんのでご注意ください。
 - v 実績報告書提出時までには支払いを証明する資料が整わない場合には、支払う旨の誓約書に請求書を添付し、提出してください。
- ・添付資料エ 整備した施設・設備の資料
 - i 補助対象事業として整備した施設・設備が分かるための資料を提出してください。
 - ii 補助対象事業の設置場所を示す平面図及び写真等を提出してください。
 - iii 補助対象事業として整備した施設・設備が複数ある場合には、その品目や数量が分かる内訳書等を提出してください。
 - iv 補助対象事業として整備した設備の要件を満たしているか確認するため、対象設備の形状・規格・品質等が分かる資料として、納品書や品質証明書、カタログの写し等を提出してください。

2.8 現地調査

- ・実績報告書提出後、必要に応じて現地調査を実施します。
- ・現地調査で確認する場所及び事項は、以下のとおりです。
 - i 補助対象となる施設・設備の品目及び数量
 - ii 補助対象となる諸室の面積測定（必要な場合のみ）
 - ※面積が分かる図面をご提出いただければ面積の実測は不要です。
 - iii 避難者の受入場所
- ・現地調査の際に、各設備の状況等を写真撮影させていただきます。

2.9 補助金の額の確定

- ・実績報告書等の審査の結果、補助金の交付決定の内容及び交付決定時の条件に適合すると認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金確定通知

書（第 11 号様式）を発行します。

- ・実績報告書を提出（又は現地調査を実施）してから補助金額確定までの標準処理期間は約 20 日程度。

2.10 補助金請求

- ・確定額通知書を受けたら補助金請求書（第 12 号様式）を提出してください。

2.11 補助金の入金

- ・請求を受け、葛飾区は補助金を支払います。
- ・入金について連絡は差し上げませんので、適宜、振込先として指定した口座を確認してください。
- ・請求を受けてから入金までの標準処理期間は約 1 か月です。

2.12 その他留意事項

(1) 補助対象事業の内容変更（要綱第 12 条）

- ・補助金交付決定後に補助対象事業に要する費用の減額（もしくは増額）がある場合には、速やかに補助金交付決定変更申請書（第 7 号様式）を提出してください。
- ・当初の予定どおりに事業を実施したものの、交付決定額よりも低い額で完了が見込まれる場合は、実績報告で報告していただきます。
- ・全体設計承認を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、全体設計承認申請書（第 1 号様式）を準用し、全体設計変更承認申請書を提出してください。

(2) 定期報告（要綱第 17 条）

- ・補助金の交付を受けた施設・設備は、適切な方法にて維持管理を実施し、水害時における使用に支障がないよう管理してください。
- ・補助金の交付を受けた施設・設備について、年に 1 度、適切に管理され機能することを検査し、定期報告書（第 13 号様式）によりその結果を区に報告してください。
- ・補助金の交付を受けた施設・設備を用いるなどし、水害を想定した防災訓練を年に 1 回以上実施し、定期報告書（第 13 号様式）によりその結果を区に報告してください。

(3) 交付決定の取消し（要綱第 18 条）

- ・要綱第 18 条の各号に該当する場合やその他で定めている要件に違反する行為がなされた場合、交付決定取消通知書（第 14 号様式）により交付決定の取消しや、補助金の返還及び加算金の納付が講じられ得ることに留意してください。

(4) 経理書類の保管（要綱第 19 条）

- ・補助対象事業の経理について特別の帳簿を備えるとともにその内容を証する関係書類を整理し、他の経理と明確に区分して、その収支を明らかにしておいてください。
- ・帳簿等は、補助対象事業終了の翌年度から起算して 5 年間保管してください。

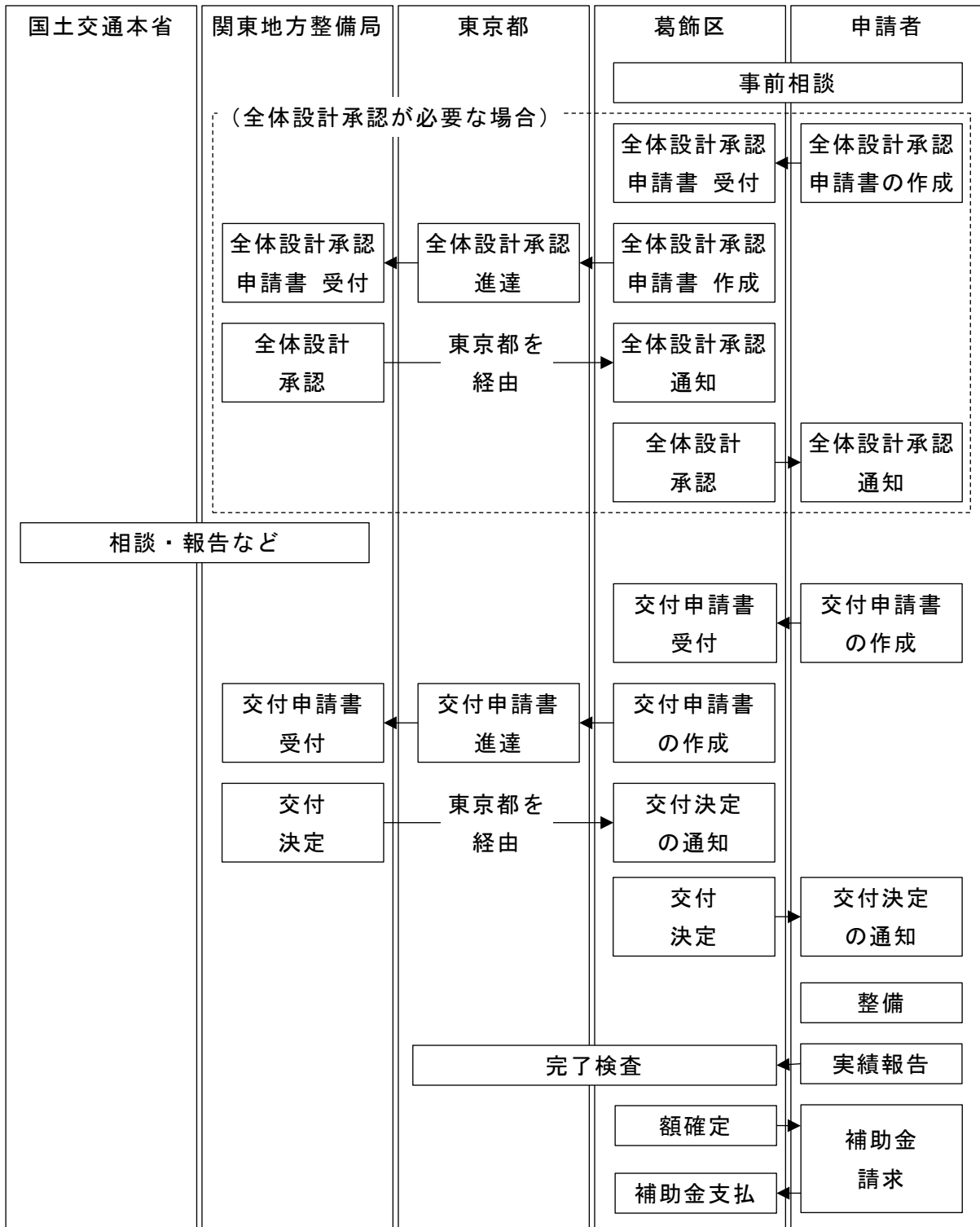
(5) 取得財産の処分（要綱第 20 条）

- ・本補助金を活用した設備を平時に利用することは差し支えありません。ただし、設備整備後に発生する維持管理等費用については、本補助金の対象外となります。
- ・取得財産を処分（取壊し、廃棄、転用、貸し付け、譲渡、交換、担保に供する処分）する際には、区長の承認が必要となりますので、必ず、事前に区の担当者までご連絡をいただき、確認をお願いします。

3 申請等の方法（国補助と葛飾区補助を協調して活用する場合）

国補助と葛飾区補助を協調して活用する場合は、申請に必要な書類等を提供いたしますので、区の担当者までお問い合わせください。

また、葛飾区の単独補助の場合よりも相談事項の回答や申請事務の処理等に時間を要しますので、交付申請を行う前に必ず事前相談を行うとともに、スケジュールに余裕をもって申請してください。



《問い合わせ先・申請書類提出先》

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所 3階 307番窓口

都市整備部 住環境整備課 開発指導係

TEL : 03(5654)8348 (直通)

FAX : 03(3697)1660

